3. 定款

定款（PDF版）

【定　　款】

平成 21 年 4 月 13 日制定
平成 28 年 10 月 17 日改定
平成 30 年 7 月 17 日改定
令和元年６月５日改定

特定非営利活動法人東京ハイキング協会 定款

第１章 総 則

（名 称）

第１条この法人は、特定非営利活動法人東京ハイキング協会という。略称を東ハイとする。

（事務所）

第２条この法人は、主たる事務所を東京都荒川区西日暮里２丁目５２番１０号池澤ビル３０１号室に置く。

（目 的）

第３条この法人は、広く一般市民を対象として、体力に適した健全な登山、ハイキングその他を催し、健康の増進を図ると共に、自然環境の保全に努めながら自然と人間が共生できる、健康で豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2) 社会教育の推進を図る活動
(3) まちづくりの推進を図る活動
(4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

□□□(5)　環境の保全を図る活動

（事業の種類）

第５条□□の法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

□□□(1)　登山、ハイキング、ウォーキング等を通じて、その知識・向上・普及等を図り、健康増進等を推進するための事業

□□□(2)　登山、ハイキング、ウォーキング等に関する環境整備、自然保護等の事業

(3)　会報の発行、ホームページの運営事業

□□□(4)　その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第２章 会 員

（種 別）

第６条□□の法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

□□□(1)　正 会 員 この法人の目的に賛同して協力するために入会した個人

□□□(2)　一般会員 □□この法人の活動に賛同して参加するために入会した個人□□□□□□□□□

□□□(3)　賛助会員　□　この法人の目的に賛同して賛助するために入会した団体

□□□

（入 会）

第７条□□会員の入会について、特に条件は定めない。

□2□□会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込むものとする。

□3□□会長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

□4□□会長は、第２項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条□□会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条□□会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

□□□(1)　退会届の提出をしたとき。

□□□(2)　本人が死亡し若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

□□□(3)　継続して会費１年以上滞納したとき。

□□□(4)　除名されたとき。

（退 会）

第10条□□会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

（除 名）

□11□□□

□□□

□□□（5）事業報告及び活動決算

□□□（6）役員の選任又は解任

□□□（7）役員の職務及び報酬

□□□（8）資産の管理の方法

□□□（9）借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

□□□（10）解散における残余財産の帰属

□□□（11）事務局の組織及び運営

□□□（12）その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第23条□通常総会は、毎年１回開催する。

□２□臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

□□□(1)　理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

□□□(2)　正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

□□□(3)　監事が第14条第４項第４号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第24条□総会は、前条第２項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

□２□会長は、前条第２項第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

□３□総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第25条□総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第26条□総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第27条□総会における議決事項は第24条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

□２□総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

□３ 第１項の規定にかかわらず、緊急を要する事項については、出席者総数の２分の１以上の議決により議題とすることができる。

（総会での表決権等）

第28条□各正会員の表決権は平等なものとする。

□２□やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員

□□□

（理事会の表決権等）

第36条　各理事の表決権は、平等なものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が記名押印又は署名しなければならない。

第５章 資 産

（構 成）

第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立当初の財産目録に記載された資産

(2)　入会金及び会費

(3)　寄付金品

(4)　財産から生じる収入

(5)　事業に伴う収入

(6)　その他の収入

（区 分）

第39条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

（管 理）

第40条　この法人の資産は、会長が管理し、その方法は総会の議決を経て、会長が別に定める。

第６章 会 計

（会計の原則）

第41条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計区分）

第42条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

（事業年度）

第43条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）

第44条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費）

第46条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第47条　予算成立後に やむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第48条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第49条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第７章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第50条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解 散）

第51条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

□□□(1)　総会の決議
□□□(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
□□□(3)　正会員の欠亡
□□□(4)　合併
□□□(5)　破産手続開始の決定
□□□(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

2□前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

3□第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第52条□この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

（合 併）

第53条□この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章 公告の方法

（公告の方法）

第54条□この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

□□□ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第９章 事務局

（事務局の設置）

第55条□この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

□2□事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）

第56条□事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

（組織及び運営）

第57条□事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第10章 雑 則

（細則）

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会長　佐 野 俊 一 郎

副会長　直 江 忠 彦

副会長　平 沢 参

理事　佐 々 木 保

理事　會 田 政 子

理事　大 倉 昌 子

理事　大 手 和 夫

理事　加 世 田 輝 三

理事　鳥 居 節 男

理事　松 永 孝 子

監事　中 村 永 彦

監事　有 里 公 雄

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成２２年5月３１日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成２２年3月３１日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

①正会員（個人）　３，０００円

②一般会員（個人）　３，０００円

③賛助会員（団体）　１口 １０，０００円（１口以上）

(2) 年会費

① 正会員（個人）　２，４００円

② 一般会員（個人）　２，４００円

附則2

NPO法人東京ハイキング協会荒川支部の事務所を本協会事務所に置く。

附則3

□□□□□□□ 28 □ 10 □ 17 □□□□□□□□

□□□□ □□ □□ □□

□□□□□□□